

# 社会福祉法人五霞町社会福祉協議会評議員及び役員の選任に関する規程

平成29年 4月 1日

五社協規程第 1 号

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条及び第7条並びに第18条の規定に基づき五霞町社会福祉協議会評議員及び役員（理事及び監事「以下「役員」という。）の選任に関し必要な事項を定める。

## (評議員の選任)

第2条 定款第6条に規定する評議員は、別表により定款に基づき選任する。

## (役員を選任)

第3条 定款第18条に規定する役員は、別表により定款に基づき選任する。

## (選任の要件)

第4条 次に掲げるものは、評議員及び役員の選任を受けることはできない（社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項等）。

(1) 法人

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(4) (3)に該当する者を除くほか、禁固以上に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(6) 評議員及び役員を兼ねる者

(7) 実際に法人の運営に参画できない者

(8) 暴力団等の反社会的勢力の者

2 評議員については、第1項の各号に定める者のほか、定款第9条の規定を要件とする。

3 理事については、第1項の各号に定める者のほか、定款第20条第1項の規定を要件とする。

4 監事については、第1項の各号に定める者のほか、定款第20条第2項の規定を要件とする。

(1) 職員を兼ねる者（社会福祉法第44条第2項）

(2) 役員の配偶者又は3親等以内の親族（社会福祉法第44条第7項及び施行細則第2条の11）

(3) 役員と特殊の関係がある者（社会福祉法第44条第7項及び施行細則第2条の11）

(その他)

第5条 この規程の施行に関し、定めのない事項については、定款及び定款施行細則並びに関係規程等による。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行にあたり、減員となる理事の定数及び選任区分は、定款第17条及び本規程第3条の規定に関わらず平成29年4月1日以降最初に開かれる定時評議員会から適用する。
- 3 社会福祉法人五霞町社会福祉協議会理事及び監事の選任並びに評議員の委嘱に関する規程（平成17年2月7日五社協規程第1号）は廃止する。
- 4 社会福祉法人五霞町社会福祉協議会理事及び監事、評議員設置要綱（平成25年4月1日五社協要綱第23号）は廃止する。

※第4条第4項第3号（監事）

特殊の関係（社会福祉法第44条第7項に規定する厚生労働省令）

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同等の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事の総数の三分の一を超えている場合に限る。）  
※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事の総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である役員（これらの役員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
  - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会理事及び監事の選任並びに評議員  
の委嘱に関する規程

別表(第2条関係)

評議員

区 分	人 数	選 出
民生委員・児童委員	1名以上 3名以内	民生委員・児童委員の中より推薦を受けた者
社会福祉に関する活動を行う団体	1名以上 4名以内	1 町ボランティア連絡協議会の代表者、またはそれに準ずる者 2 社会福祉協議会活動協力者 3 区分に属する者で必要と認められる者
事業者・組織関係	1名以上 5名以内	1 町の福祉施設の経営者、または経営者等が推薦する者 2 更生保護関係の業務を行う組織、またはその活動を行う者 3 福祉(介護・保育)サービス事業者の代表者、または代表者等が推薦する者 4 区分に属する者で、必要と認められる者
当事者関係	1名以上 6名以内	1 障害者関係団体の代表者、またはそれに準ずる者 2 高齢者関係団体の代表者、またはそれに準ずる者 3 町の教育関係に関して 見識ある者 4 町小中学校の保護者等の代表者、またはそれに準ずる者(代表者等を務めた経験のある者を含む) 5 区分に属する者で、必要と認められる者
地域の主要な団体	1名以上 3名以内	1 五霞町工業クラブ役職員の代表者、またはそれに準ずる者 2 五霞町商工会の役職員の代表者、またはそれに準ずる者 3 区分に属する者で、必要と認められる者
社会福祉事業について識見を有する者	1名以上 3名以内	社会福祉事業等に学識を有する者
合 計	15名以上 20名以内	※定款第6条 15名以上20名以内

区分

市区町村社協経営指針の評議員構成のイメージによる

別表(第3条関係)

理事

区 分	人 数	選 出
1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(必須)	2名以内	社会福祉事業等に学識を有する者
2 事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(必須)	4名以内	1 町民生委員児童委員の代表者、またはそれに準ずる者 2 町議会議員の中から理事としての推薦者 3 町担当課の長 4 児童、青少年、教育関係団体の代表者、またはそれに準ずる者 5 区分に属する者で、必要と認められる者
3 区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者(必須)	4名以内	1 町の福祉施設の経営者、または経営者が推薦する者 2 町ボランティア連絡協議会の代表者、またはそれに準ずる者 3 障害者関係団体の代表者、またはそれに準ずる者 4 高齢者関係団体の代表者、またはそれに準ずる者 5 区分に属する者で、必要と認められる者
合 計	10名以内	※定款第18条 6名以上10名以内

区分

- 1、2 社会福祉法(平成29年4月1日施行)第44条4に規定・・・社会福祉法人において必須
- 3 改正社会福祉法人の認可について 第3(7)・・・社会福祉協議会において必須

別表(第3条関係)

監 事

区 分	人 数	選 出
1 社会福祉事業について識見を有する者	1	1 町の福祉施設の経営者、または経営者が推薦する者 2 社会福祉事業について学識経験を有する者 3 その他、区分に属する者で必要と認められる者 4 上記、いずれかに属する者
2 財務管理について識見を有する者	1	1 会計業務に精通する者 2 その他、区分に属する者で必要と認められる者 3 上記、いずれかに属する者
合 計	2	※定款第18条 2名

区分

1、2 社会福祉法(平成 29 年 4 月 1 日施行)第 44 条 5 に規定・・・社会福祉法人において必須